

新型コロナウイルスの影響により、イベント等が中止になる場合があります。市ホームページまたは各問合せ先で確認してください。また、イベント等参加の際は、マスクの着用・検温にご協力をお願いします。

ふるさと納税で販路開拓 をしませんか

市では、ふるさと納税の新たな返礼品の取り扱い事業者を、随時募集しています。返礼品をきっかけに、商品やサービス、事業者名を全国に向けてPRできます。

※詳細はお問い合わせください。

問 久喜ブランド推進課久喜ブランド推進係 (菖 内線112)

守ろうよ！ 電波は大切なライフライン

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなでも守りましょう。

問 関東総合通信局
○不法無線局による混信・妨害
☎03-6238-1939
○テレビ・ラジオの受信障がい
☎03-6238-1945

優良運転者を表彰します (栗橋地区)

申請資格

- ・栗橋地区在住で、幸手地方交通安全協会の会員の方
- ・5年以上無事故・無違反で、安全運転に努めている方
- ・過去に同等の表彰を受けていない方 (5年、10年、15年、20年、25年、30年表彰など、5年ごとの表彰)

申請期間 5月6日(金)～31日(火)

受付時間 平日8時30分～12時／13時～16時

申請方法 直接、無事故・無違反証明書交付申請手数料670円と印鑑、運転免許証、交通安全協会会員証を持参し、幸手地方交通安全協会事務局 (幸手警察署内) へ

問 同事務局 ☎42-2300



アフリカへ毛布を送る運動と東日本大震災支援募金にご協力を

アフリカの被災民や東日本大震災の被災地にも、ご家庭で不要になった毛布や支援募金を送るため、温かいご協力をお願いします。

日 5月29日(日) 9時30分～15時

場 市役所駐輪場前

協力物資等 洗濯されたシングル、ダブルサイズの毛布 (薄い綿毛布や毛布でないものを除く)

※同時に輸送に係る経費 (1枚1,000円) と東日本大震災支援募金を行います。

問 久喜加須アフリカへ毛布を送る会 (久喜加須大震災復興を支援する会) 問中 ☎22-3920

道路愛護 (道路清掃等) に ご協力をお願いします

道路愛護は、1年を通して、区長さんをはじめとする各行政区の皆さんに清掃活動等のご協力をいただけてきたところです。令和4年度も引き続きご協力をお願いします。

問 建設管理課管理係 (内線4614)

戦没者の慰霊巡拝事業のご案内

厚生労働省では戦没者の遺族等を対象に慰霊巡拝事業を行っています。詳細はお問い合わせください。

問 県社会福祉課 ☎048-830-3286

菖蒲温水プール 水抜き清掃による休館

休館日 6月5日(日)～14日(火)

※体育施設使用料の支払いは9時～17時 (14日(火)のみ15時) までです。シャワーの利用はできません。

問 菖蒲温水プール ☎87-2616

消費税のインボイス制度説明会

事業者の方向けに、5月から毎月2回程度、令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度についての説明会 (事前予約制) を実施します。

場 春日部税務署

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

問 春日部税務署 法人課税第一部門 ☎048-733-2964 (ダイヤルイン)



人権それは愛

子どもの権利を守りましょう

子どもの権利を守ることは大人の義務であり、大人は子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をつくる責任があります。

1989年の国際連合総会において採択された「子どもの権利条約」では、「4つの権利」を守るよう定めています。

生きる権利 子どもの命が守られ、健康かつ人間らしい生活を送ることができる権利です。

育つ権利 子どもたちが自分たちの持つ才能を伸ばし、心身ともに健康に成長できる環境が整備され、保障される権利です。

守られる権利 子どもがあらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸福に生きる権利です。

参加する権利 子どもの意思が尊重され、他人の権利を侵害しない範囲で自由に発言や活動ができる権利です。

近年の日本では、少子化や核家族化の進行などにより、子どもと家庭を取りまく環境が著しく変化し、さまざまな問題が生じています。

子どもは、家庭のみでなく、社会全体で育てるものであり、地域社会や私たち一人ひとりが、さまざまな機会を捉えて関わる必要があります。

すべての子どもたちが、社会でのびのびと自分の人生を歩めるように、皆さんも子どもの権利を大切にすることについて考えながら、子どもたちを温かく見守っていきましょう。

問 子ども未来課子ども・青少年係 (内線3282) / 各総合支所児童福祉係 (菖 108 / 栗 239 / 鷺 150)